

## 第1予算審査特別委員会（第3日目）

H27.3.17（火）10：00～

第 二 委 員 会 室

開 会 9：58

委 員 長 第1予算審査特別委員会を開催いたします。

### 委員動静報告

委 員 長 ただいまの出席委員数は9名であります。

傍聴として北海道新聞の傍聴を許可します。

それでは、早速本日の会議を開催いたします。

### 土木費

委 員 長 土木費の説明を求めます。

大平部長 （土木費について説明する。）

委 員 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

大 谷 それでは、121ページ、流雪溝の維持管理に要する費用が約3,800万円ですけれども、店舗が空き店舗になっていて、そこを管理する店の人がいないということで、ボランティアの人が入ったりして大変な状況だというのは新聞では見ているのですが、管理状況はどのようになっているのか伺います。

それと、公園緑地造成事業費の125ページですが、骨格予算ということは、ここで約6,800万円減になっておりますから、その後どのようにしていこうと考えているのか伺います。

それから、127ページ、住み替えを促進する事業ですが、予定数増という見込みを立ててこの予算になっているということですが、申し込みはしたけれども、実際に住みかえに至らなかった人たちからはどんな要望が出ていて、そういった要望に対してどのように対処しようとしているのかお伺いいたします。

千葉課長補佐 委員のおっしゃるとおり、流雪溝は現在投雪率50パーセントを切ってきております。今年度から投雪率をふやすためにルートによって時間帯を延長するなど対策をとってきております。まだその結果というのは出ておりませんが、次年度もそういったようなやり方をして投雪率をふやしていこうとは考えております。

近藤係長 大谷委員の公園緑地造成事業費、この後の予定はどのようになっているかというご質疑でございますが、現在、社会資本整備総合交付金を国に要望している段階でございます。内示の状況はまだ定まっておりません。内示の状況を定めまして、補正予算におきまして例年やっております改築事業を実施したいということで考えております。

三吉課長補佐 住みかえ支援の件ですが、子育て支援につきましては申請いただいたものは全て申し込みをされております。ただ、ホームページとかで公開しています物件については何分早いもの順番ですので、いい物件から埋まっていくという形で、住もうとしていたけれども、申し込みができなかったというのはございます。

大 谷 流雪溝の維持管理については、時間だとかいろいろご苦労いただいているのだと思うのですが、空き店舗部分の場所の分のボランティアでやっているという部分については今後もその辺はボランティア頼りということで進めていかれる予定だということによろしいのですか。

千葉課長補佐 ボランティア投雪は、年1回毎年今行うような形をとっておりますので、空き

委員長  
清水

店舗というよりはそこに住まわれていないような場所をボランティアで投雪しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

ほかに質疑ございますか。

119ページ、道路維持費で、道路・橋りょうの維持に要する経費8,340万1,000円ですが、まず労務費積算単価上昇に見合って実際の労賃が引き上がっていると考えているか、また把握しているか伺います。

2点目は、道路側溝等補修委託料6,275万3,000円、滝川環境維持管理協同組合に委託してきましたが、まず契約方法について、積算内訳の概要について、単価契約と言われますが、契約単価の決め方について伺います。

3点目、滝川環境維持管理協同組合に連続して契約し、正式名称がわかりませんが、除排雪も協同組合と契約をして既に10年以上たっていると思うのですが、このような連続契約に一般競争入札をしながら、結果随契となるのであれば最初から随契にすればいいのではないかという声もありますけれども、こういった結果として随契ということについて問題はないのか伺います。

4点目、協同組合への新規加入条件についてどのように把握しているか。また、若い世代の起業など受け入れているのかどうか。

5点目ですが、橋梁の中で現在閉鎖中あるいは閉鎖した橋梁、何カ所ぐらいあるのか、また主な橋の場所についてもお伺いしたいと思います。

それと、丸加高原伝習館の短歌の道というのですか、短歌の歌の歌碑を見ながら歩く道の途中につり橋があって、それが老朽化でいわゆる改修、更新はしないという話がされて、もう五、六年になると思うのですが、現在はまだ使っていると思うのですが、この状況についてお伺いしたいと思います。

次、121ページ、除排雪対策4億7,637万1,000円の中で、委託料が4億2,588万4,000円ということで、一本化して記載をされているということですが、この中で恐らく車道除雪、歩道除雪、幹線除雪、市道排雪、交差点排雪、堆雪場管理、要するに契約はかなり分かれて契約されていると思うので、その契約ごとの金額について伺います。

2点目は、その中で特に車道除雪の積算内訳をできるだけ詳しくお伺いします。まず、人件費はどのように積算されているのか。例えば労務単価が何種類ぐらいあって、人工数は何人工というのか、時間でやっているのか、人件費の総合計です。人件費に関するその他の費用というのも計上されていればその金額。また、重機の維持管理、減価償却、借り上げ、損料とかいうのもあると思うのですが、その費用等に分けてお伺いしたいと思います。労務単価ですが、特殊運転手、一般運転手という単価を国交省では使っておりますが、3トン以上が特殊運転手だということですが、市道除雪の場合、ほとんど全て3トン以上なのかなと思うのですが、車道除雪に関してどのような労務単価を適用されているのか。次、同じく車道除雪委託契約で、まず除雪出動の日数や1日当たりの時間数をどのように積算をしているか。次に、路線ごとに積算しているのか。出動日数が一定日数を上回ったり下回ったときの契約金額変更条項は契約書でどのようなになっているのか。

次、除排雪の委託費の積算ということで、排雪も含めて複数オペレーター乗車で積算している車両は何かと。歩道除雪の小型ロータリーは、複数のオペレーターが必ず乗っておりますが、ほかの重機でも複数乗車を義務づけている重機があればお伺いします。また、オペレーターの後継者不足対策として、単に普

通運転手ということで乗せて人数を多く発注するとか、あるいは指導員加算だとか、訓練生加算のような形でオペレーター養成ができるような積算価格アップもいろんな意見が出されておりますが、お考えについて伺います。

次、橋梁修繕工事2,350万円ですが、橋梁の場所、内容について先ほど説明もございましたが、主なもので伺います。

街路事業費、125ページ、平成29年4月完成で進められている駅前広場整備事業のその他諸費7,772万円の内訳。

127ページ、住宅改修支援事業補助金2,490万円、件数の推移、27年度の見込み件数、見込みが減ったことに伴う減額という説明はございましたが、その件数と財源内訳を伺います。

次に、住み替え支援事業補助金1,023万円の見込み内訳、7万円、13万円、家賃補助、その他で伺います。新規の内容見込みで7万円、13万円、家賃の件数も伺います。さらに、この1,023万円の財源内訳について伺います。また、この住み替え支援制度では高齢者施設入居者の住宅、賃貸登録に対する補助制度という中で、高齢者向け居住施設に引っ越すための引っ越し代が支給される対象施設はサ高住に限られております。これについて高齢者施設はほかにもたくさんあるわけで、サ高住に限定する要因は、理由はほとんどもうないと考えますが、サ高住以外に広げる考えや時期について伺います。

深瀬課長

道路・橋りょうの維持に要する経費の部分で、多分お尋ねは委託料に関連する労務単価のことかと思えます。次の質疑にも関連しますけれども、この契約につきましても単価契約になってございます。前年度受託者が契約した単価と次年度受託者が契約した単価が変更になっているというのは契約書に書かれていて、単価契約の同じ項目の単価が前年度と次年度と上昇しておりますので、労務単価が上がっているということは受託者は当然わかることでございます、私どもは、そういったことから引き上がっていると考えておりますけれども、実態を把握をしてはございません。

千葉課長補佐

まず初めに、土木維持管理業務、委託業務の発注前に告示をします。告示期間内に登録申請を提出してもらい、告示期間が終了後、告示資格要件が満たされているかどうかを資格審査をし、登録となります。その後登録された業者と道単価を基準とした価格を提示し、同意が得られる指定登録業者と随意契約する手続となっております。また、積算内訳の概要でございますが、過去の実績をもとに積算をしております。

続きまして、協同組合の新規加入の条件についてお答えします。滝川環境維持管理協同組合の新規加入についてでございますが、発注者である市が受注者である滝川環境維持管理協同組合の組合員の構成について関与することは適当でないと考えております。

三吉課長補佐

まず、住宅の支援の補助です。件数の推移につきましては、過去3年間の実績ということで平成24年度は97件、平成25年度は78件、平成26年度は72件の補助金の利用がありました。平成27年度の見込みにつきましては、予定件数として70件と見込んでおります。財源の内訳につきましては、平成27年度につきましては申請者への補助金2,490万円のうち、社会資本整備総合交付金の対象となる金額が1,669万円で、国費としての歳入が834万5,000円を計上しております。次に、住みかえ支援の1,023万円の見込み内訳につきましてもお答えさせていただきます。それと、新規の内容の見込みですが件数と金額をあわせて説明させて

いただきます。この補助金につきましては、3つから成っております。まず、高齢者の住みかえ支援と子育て支援の住みかえ支援と中空知住み替え支援協議会の補助金から成っております。まず、高齢者の住みかえ支援につきましては、市内のサービスつき高齢者住宅への転居費用としての13万円補助については11件で143万円となっております。転居とあわせて自宅の登録費用として20万円の補助金につきましては2件で40万円、サ高住等の転居後の自宅の登録費用につきましては7万円で、6件で42万円となっております。高齢者への補助金額の総額につきましては225万円となっております。次に、子育て世帯への住みかえ支援につきましては、補助交付後3年間の補助となりますので、平成25年度分が2件と平成26年度分が12件と合わせて14件で、373万円が継続分となります。平成27年度からの新入居分として10件で165万円としており、合計で24件、538万円となります。次に、中空知住み替え支援協議会の補助金につきましては、住宅相談やホームページの運営管理費、物件調査や会議費用等を合わせて260万円となっております。これらの3つの事業費を合わせて1,023万円となります。

深瀬課長 滝川環境維持管理協同組合に連続して契約していることにつきまして、除排雪につきましては平成12年から24年まで、いわゆる夏維持業務です。先ほど言いました道路側溝等補修委託料につきましては、平成20年から地域限定型の一般競争入札をかけまして、その中には単体企業、あと特別共同企業体、それから中小企業等協同組合のどこからも参入できるような形で告示をかけてございます。確かにその中で滝川環境維持管理協同組合のみが受注しているのですが、手続的には開かれた場で入札が可能な状況になっていると思います。それと、平成25年に受け継ぎました除排雪事業につきましては、平成26年度も生かしまして滝川環境維持協同組合と随意契約で契約を締結してございます。以降におきましても指名登録年次、2年に1遍ですけれども、そのときに2カ年分を一括して受け付けるというように考えてございます。

千葉課長補佐 5点目の橋梁の閉鎖ということでございますが、道路橋としての閉鎖はございません。また、丸加の歩道橋ということでございますが、土木課では所管しておりません。

三吉課長補佐 高齢者の住みかえについての今後につきましては、この制度は平成27年度までの時限措置となっております。平成27年度までの実績等を検証しまして、今後の施策の検討をしていきたいと思います。財源につきましては、1,023万円の50パーセントが国費として歳入が見込まれます。

岡崎係長 駅前広場整備事業に要する経費のその他諸費の内訳ですけれども、主なものとしましては補償補填及び賠償金と委託料、負担金補助及び交付金となっております。補償補填及び賠償金は鈴蘭通の線形改良に伴い支障となる個人宅の物件補償及び下水道、ガス管など道路占用物件の移転補償費に6,000万円、委託料としましては物件補償に係る補償費積算委託に100万円、駅前広場ロードヒーティング設置に係る設計委託に250万円、駅前広場グライダー設置に係る設計委託に144万7,000円、駅前広場太陽光パネル設置に係る設計委託に202万円となっております。負担金補助及び交付金としましては、平成26年度3月補正にて債務負担行為の設定について議決いただきましたJR北海道と締結予定の駅前広場造成に関する協定負担金として961万1,000円、駅前広場太陽光パネルの設置に係る北電変電設備工事負担金として37万円を計上しております。その他残りの

辻本係長

部分については旅費等となります。

まず、除排雪対策の委託料の4億2,588万4,000円の内訳についてですが、除排雪委託業務として北、東、西の3地区、3業務で発注しております。それと、運搬排雪用トラックの委託業務として1業務を発注予定をしております。3地区の内訳ですが、車道除雪が約2億円、歩道除雪2,100万円、交差点排雪1,900万円、運搬排雪4,000万円、雪捨て場の管理として4,000万円、路面の凍結対策管理として1,300万円、その他パトロール業務の関係ですが、1,390万円、あと運搬排雪用トラックの委託業務の1業務ですが、その費用としてトラック運搬排雪費用として7,760万円となっております。

続きまして、車道除雪の積算内訳ですが、北、東、西の3地区の設計額に対しての人件費の割合ですが、41パーセント、続きまして機械損料が27パーセント、燃料費が15パーセント、その他17パーセントとなっております。

続きまして、労務単価の特殊運転手と一般運転手それぞれについてですが、清水委員のおっしゃる特殊運転手、特殊運転手では大型特殊車両、よく大特という免許ですけれども、それを必要とする主なものはタイヤショベルとか、あと小型ロータリー、大型ロータリーの免許を要する部分については特殊運転手の単価を使用しております。あと、一般運転手の単価を使用しているものは除雪トラックです。免許としては大型免許が必要ですが、大特の免許が必要ではない部分については一般運転手の単価を使用しております。

続きまして、除雪出動の日数、1日当たりの時間数を何日、何時間で積算しているのかというご質問ですが、設計数量を積算するに当たって除雪出動の日数は算定基準により算定しております。基準としては、年間平均降雪回数のうち10センチ以上の回数を40回とその他作業の回数も想定し、積み上げ積算しております。また、1日当たりの時間は各作業機械の1時間当たりの作業速度により算出しております。

次に、出動日数が一定日数を上回ったとき、あるいは下回ったときの契約変更条項はどのようなになっているのかとのご質問ですが、当初設計数量に対して各除雪工区、機械の作業時間の実績により委託料の変更を結果ではありますが、毎年行っております。

次の除排雪委託費の複数オペレーター乗務で積算している車両は何か、オペレーターの後継者不足対策として指導員加算や訓練生加算などの積算をしているかとのご質問ですが、複数乗務としている車両については、後方の視界が悪いことから除雪トラックと排雪用の大型ロータリーについては2人乗務としております。また、後継者不足対策として特別な加算はしておりませんが、委員のお話のとおり全国的、また滝川市においても除雪従事者の後継者不足、運転技術の継承が困難な状況は問題であると、認識しております。また、その対策としては委託業者との打ち合わせにおいて来年度に向けてオペレーターの後継者の育成と技能向上を図ることを目的にした運転実地研修会などを企画し、若手育成のために実施したいと今のところ考えております。

続きまして、橋梁修繕工事の場所と内容についてですが、橋梁修繕工事の概要ですが、シレニア跨線橋と江西橋の2橋の工事を予定しております。工事概要については、シレニア跨線橋は伸縮装置の取りかえ、江西橋は表面被覆、断面修復工事であります。

清 水

まず、121ページ、結局北、東、西とトラックの4つに分けられているというこ

となのか、それと車道2億円だとか歩道2,100万円とかと言われていたのですが、要は契約が幾つに分かれるかということを知りたいのですが、もう一度わかりやすい回答をお願いしたいと思います。

労務単価についてですが、一般の中に除雪トラックが含まれていると。複数乗車ということもありますが、国交省の基準は特殊、免許の種類ではなくて車両の大きさというようなことを重視しているように私は見たのですが、1万6,000円ぐらいと1万4,000円ぐらいでかなり差があるので、やはり除雪トラックも危険な業務だし、単価の高いほうの積算をどうして考えないのかその説明をお伺いしたいと思います。

それと、最終的に委託料を変更しているという回答はあったのですが、今のご回答では基準が示されていないですね。どういう基準を上回った、下回ったときに契約金額を変更しているのか、また具体的にそれは3月の末のことだと思うのですが、どのような書類を取り交わしたり、請求書をもらうのか。あるいは、契約書を変更したものを渡して請求を受けるのか、そのあたりの手続的なことについてもお伺いします。

街路事業ですが、グライダーの設計委託も入っていたなと思ったのですが、グライダーの設計委託の144万円は実際にグライダーが設置される工事費は幾らぐらいを見ておられるのか。来年度予算にかかわるものというよりは、幾らぐらいの建設費用のための実施設計なのかということでお伺いします。

住宅改修支援制度について、127ページ、その他諸費が248万円入っている、2,700万円ぐらいのうち2,500万円余りが道費、国費ということですから、9割を超える国費、道費ということで確認していいか。また、国費の国庫支出金の名称についても伺います。

住み替え支援制度については、これも国費50パーセントの交付金の名称伺います。27年度までだということなので、次の更新時に変えるという考えだとは思いますが、現状で実態に合っていると考えているかどうか確認をしたいと思っています。

岡崎係長

グライダーの設置に係る費用ですが、グライダーを設置するための土台に係る工事費を予定しておりまして、200万円前後を想定しております。

辻本係長

除排雪の委託業務の内訳ですが、大きく分けて4つです。北、東、西の業務の中には地区で分けているだけであって、その中には例えば北地区であれば車道除雪も歩道除雪も運搬排雪も含まれている業務であります。その3つと、あと運搬排雪用のトラックです。運ぶだけのトラックの委託業務1本の合わせて4つになります。

次の労務単価の特殊運転手と一般運転手、その設計に使用している分け方ですが、国も道も滝川市と同じような基準で行っております。多分委員さんのおっしゃるのは労務単価の職種分けの定義とか作業内容だとは思いますが、滝川市としても独自のお話をしないで国と道と同じような基準で使用しております。

次の出勤日数が一定日数を上回ったとき、下回ったときの契約金額の変更ですが、委託業務は4期に分けて支払いをしております。そのうちの実績は毎月15日ごとに実績報告を受け、最終的な3月に4期の支払い部分で実績に応じて精算して、設計変更を最終的に4期でして支払っております。

三吉課長補佐

補助金2,490万円の内訳ですが、先ほどはわかりづらい説明でしたので、

もう一度説明します。

市民への補助金の対象額として2,490万円あります。そのうち社会資本整備交付金の対象となる額は1,669万円です。その2,490万円から1,669万円の差額分が補助対象外の工事費となります。社会資本の1,669万円の50パーセントが国費として歳入が見込まれまして、834万5,000円となります。結局のところ2,490万円から国費834万5,000円を引きまして1,655万5,000円が市の単費となります。

あとは、補助金の名称なのですがすけれども、住宅の補助も高齢者の補助も同じく社会資本整備総合交付金となっております。

委員長

住み替え支援制度の関係で、実態に合っていると考えているのかどうかというのとグライダーの件でいえば土台の設計で、土台だけで終わるのかどうか、今後のグライダー全体の建設費のことを聞いたのではないかと思います。そういうことでご答弁いただければと思います。

岡崎係長

グライダーの設置に関してですが、グライダー本体はスカイスports協会が設置していただけることになっておりまして、滝川市は土台だけを用意するというようなことになっております。

三吉課長補佐

今後の住みかえの実態につきましては、これまでの実績を踏まえて今後について検討していきたいと思っております。

清水

まず、出勤日数が上回り、下回ったとき、今の答弁でもよくわからないのです。つまり最低保証があるのか。例えば最初の契約が1億円とします、それも極端に言って全く雪が降らず、一回も出勤しませんでしたと。そういう場合に当然最低保証があると思うのです。最低保証はどういう契約になっているのか。2点目は、その中間です。40回あるいは45日と見ているものが20日ぐらいしか出なかったと。そういうときも減額対象になるのか、そのあたりの基準。今度は、逆に45に対して60とか、あるいはもう降雪量が5割で寝る暇もなかったとか、そのようなときの加算の基準をお伺いします。

次は、グライダーですが、基本計画とかの後の話ではありますが、やはりモニュメント的なものに対する市民の評価というのは、滝川市の場合非常に残念ながら低いのです。だから、グライダーを駅前広場に設置すると。設置するということは、モニュメントとしての価値はあるのだけれども、逆に言うと市民が駐車場にすればよかったのではないかとか、あるいはモニュメントつくった後、グライダーだからさびる部分は余りないのかもしれないのですが、見た目が見えなくなるとか管理不足だとか、そんなようなこともあると思うのですが、市民のそういったことに対する評価はこれまでの計画づくりの中でどのように受けとめているかということで伺います。

辻本係長

最低保証部分というお話ですが、先ほど設計額に対しての割合をお話しさせていただいた人件費の41パーセント、それは極端な話稼働時間が減っても、多くなっても41パーセント部分は保証されます。あと、機械損料の27パーセント、これも稼働時間に左右されることなく保証される数字であります。その中で設計変更ですが、先ほどのお話で40回の出勤を想定していますが、40回をもとに設計時間、年間何百時間というのを当初決めまして、それに対する実稼働部分の上限によってそれが変更の対象となります。その設計時間は、燃料費の部分になります。

湯浅主幹

グライダー設置におきましては、平成25年度に実施しました駅前広场景観検討市民会議というのがございまして、市民の方に入っている会議の中

で、駅前広場をどのようにデザインしていくのかという機会がございまして、その中で滝川らしさと新たな滝川の顔となる景観上の中で「風がみつけた街たきかわ」ということをキャッチフレーズに置きまして、滝川がもともと持っておりますスカイスポーツということでのイメージをつけているということでございます。また、今回はグライダー設置だけではなくて、先ほど言った太陽光、風力だとかクリーンエネルギーの推進も滝川市で進めておりますので、そういった意味でもそのイメージを持った太陽光発電の設置、それとさらには基本となりますバリアフリーということで、キッズキャンプだとか、そういうことで誰にでも優しいまちづくりということで進めており、バリアフリーという観点も含めて駅前整備事業を展開してございます。それと、景観検討委員会だけではなくて都市計画決定の変更のとき等におきましても市民に説明をしているということで進めておりますので、ご理解いただけるのではないかと考えてございます。

清 水

まず、日数が上回ったり、降雪量がふえた場合ですが、今のご答弁だと最低保証はあるけれども、60日になろうが、70日になろうが、2倍降ろうが、人件費はふえないのだという答弁だったと思うのです。そこで、それについて確認をしたいと思います。また、これまで四十数日ということだと思うのですけれども、最初の予定契約日数に対して大きく上回った実績について伺います。グライダーの設置の実施設計については、この財源全体のことで伺いますが、グライダーだとか太陽光設備の設計施工まで合わせての財源の国、道、市の財源割合について伺います。

委員 長  
清 水  
委員 長  
辻本係長

清水委員、除排雪、大きく上回った実績ということであれば決算になります。参考にとということです。

資料を持ち合わせていて、答弁できればよろしくお願いします。

先ほどの最低保証の部分ですけれども、人件費の41パーセントは保証されると説明させていただいたのですけれども、人件費が設計の中で80日分の部分は保証されているのです。委員の言うように雪が降ろうが、降るまいが、人は拘束されるわけですし、あと機械損料も機械は確保しなくてははいけないので、その辺は設計に反映され、保証されている部分であります。

湯浅主幹

グライダーの設置にかかわる経費についてでございますけれども、基本的には一般財源でということでございますが、今回グライダーの設置ということで、シンボリックなもの、それと関係者、グライダーの滝川スカイスポーツ振興協会や、その他グライダーにかかわる、また河川にかかわる団体の皆さんにご協力を求めて、別途財源確保に努めてまいるということで考えてございますが、現在のところ確定した金額、確定した団体等は申し上げることができません。

辻本係長

実績の大きく上回った場合はというお話ですが、先ほど拘束している人件費は保証される、損料も保証される、あと雪の多く降った場合、出勤回数がふえるわけですが、そのときには燃料費が実績に応じて設計時間が上回った場合には増で変更になります。

清 水

グライダー及び太陽光施設については、駅前広場のシンボリックなものとして一般財源で行われるというご答弁でした。財政の中期フレームが出され、3年で基金が枯渇すると。こういう状況の中で、もう一般財源をとにかくどのように残すのかということが必死状態です。必死になって考えるということをして、このようなシンボリックなものに一般財源100パーセントで行うということ



について、設計見直し、計画見直しも含めて、仮に今回の予算は通すとしても、その後第2回定例会等で議論が必要かなと私は思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

湯浅主幹

グライダーの関係につきましては、先ほど言った関係者の方々に財源的なご協力をいただくように今動いているところでございます。太陽光につきましては、太陽光パネル等については既に企業の方からご寄附をいただいているということで、そういう関係者の皆さんのご協力を得てそういったシンボリックなものを設置していきたいと考えております。

清 水

確認しますけれども、グライダー設置の土台の200万円だとか、あるいは太陽光パネル設置のいわゆる基礎だとか設置工事費だとか、この2つのシンボル部分については全て寄附等で賄われるということなのか、はっきりさせてほしいのです。このシンボリックな要素に対して幾ら、寄附とかご厚意でなくて本当にそれ以外の市の一般財源、どのぐらい使うのか、あるいはそういうご厚意による部分がどれぐらいなのか、そこをはっきり示してください。

湯浅主幹

まず、1点目、グライダーにつきましては、設計費と設置費ということで、まだ設計はこれからですので、あくまでも概算でございますけれども、先ほど答弁しました200万円程度ということで、合わせますと350万円、そのうち内訳については今この場では相手方もありますので、金額については申し上げることはできませんが、一定金額をご協力いただけるように働きかけていきたいと考えてございます。それと、太陽光の設置につきましては、太陽光パネルのご寄附をいただいているところでございまして、設置については一般財源で考えているところでございます。

清 水

考え方として、中期フレームが出され、財政健全化に向かう中でこういったモニメント的なものに一財を投入するということについては、聖域ないという答弁もあるわけで、予算をつくった後の答弁でもあるわけだけれども、今後補正予算なんかでも含めて減額修正も含めた、そういった検討の対象にのせる考えがあるのかどうか伺います。

吉井副市長

時間をかけてずっと準備をしてきた中身でもあります。それから、グライダーというのは今集客も海外の方も見に来ていただいている。それから、体験飛行等も着実に浸透してきている。まさにまちの顔としては、滝川のオンリーワンと言ってもいい最筆頭のグライダーではないかと考えておりますし、さまざまな議論はあるかもしれませんが、これを実行することにおいては市民の皆さんの評価もいただけるのではないかと。また、市民議論を通じて、委員会を通じてのこういう決定というものがされているということもありますので、今この計画どおりには進めさせていただきたいと考えております。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

そのように確認いたします。

以上で土木費の質疑を終結いたします。

所管の入れかえのため休憩いたします。再開は11時20分とします。

休 憩 11 : 10

再 開 11 : 28

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### 教育費

委員長

教育費の説明を求めます。

館部長

(教育費について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

大 谷

これより関連議案第14号、第19号、第22号、第23号、第24号、第31号及び第35号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

131ページ、学校の魅力づくり事業を廃止して別のものにしているのですけれども、これは学校としてはいろんな自分たちがやりたいということがその費用で行えるということで好評だったと聞いておりますが、廃止した理由について伺います。

次、学校支援地域本部事業、できたときの説明のまま同じようなコーディネーターには支給して、ほかのボランティアは保険の程度だとか、いろいろできた時点でお聞きしましたが、そのときと同じような内容で運営されているのかという点、それから今の状況ではどのような支援をされているのかということもお聞きいたします。

それから、学力向上に要する経費とありますが、学力の定着が困難な子や学びの意欲の高い子についてということで、今年度これが新しくなったようすけれども、コーディネーターを配置するということでモデル事業というか、モデル地区としてやられるということですが、平成27年度はどこになるかということは決まっているのかどうか。それと、その学校がモデルになったという理由をお聞きしたいと思います。

次、133ページですけれども、少人数学級実践研究事業に要する経費というのは11万9,000円の内容でどういった研究事業になるのかお伺いいたします。

それと、135ページ、要保護、準要保護の関係ですけれども、生活保護費が下がったということもあるのだと思いますが、教育扶助が459人から375人に84人減少していると。そういうことでは、教材費等大変困難な家庭が出てくるのかなとか心配が予想されるのですけれども、対策が何かあるのか伺います。

それから、139ページ、給食配送委託料とか出ておりますが、ここの項目では公会計になったということだと思うのですが、学校給食の連合会というのが廃止になりますよね。連合会で各学校の給食に関連した話もいろいろ出ていたと思うのですが、公会計、会計以外にいろんな調整が必要かなと思うのですけれども、どこが受け持ってやっていくのかということです。

それから、青少年健全育成事業奨励補助金というのが今まで80万円あったのがなくなりました。そして、地域の教育活性化に要する費用というか、そちらのほうに移行して活動がなされるのかなと思うのですけれども、それらの内容、そこがなくなっただけでいさつについても教えていただきたいと思います。

それから、147ページ、体育指導及び振興に要する経費ですが、國學院大學陸上競技駅伝チームに滝川の合宿に対して受け入れ助成金というか、実行委員会助成金に100万円を計上しております。これを例年していることで、ずっと思っていたのですが、駅伝でシードされて出場するときは、私はお祝いとしてだと思っておりました。その後、ずっと経費が続いてきているのですが、市の財政が非常に厳しい中でもこれを継続して行っていくのはどうなのかと思います。このことについてお考えをお伺いしたいと思います。

吉川課長

まず、1点目の学校の魅力づくり事業を廃止したという点でございますけれども、この事業は3カ年の事業ということで平成24年度からスタートしたところでございます。3カ年の実施の中では、魅力づくりを各学校としても何とか学校の特色をつくろうということで着手してもらいました。そこに補助金という形で交付しているわけですが、この3年間の中で学校の中の魅力として、あるいは特色づくりが結果として出た学校もあります。そういう基盤を生かして、補助金という交付は新年度はありませんけれども、この先も学校の配分経費なども使いながら、さらに魅力や特色を生かしていただくということで継続をできると判断したところでございます。内容的には、ご案内のとおり江戸乙中学校の宮古市の訪問ですとか、それから東小学校の歌声活動ですとか、この魅力づくりの事業期間における基盤となる教材等の整備もできましたので、これらを生かしてさらに引き続き魅力の発信をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

次に、学力向上に要する経費というところにつきましては、今年度の新規事業という形で小学校における学力向上や家庭学習の呼びかけに積極的に取り組んでいこうとする学校を対象といたしまして、モデル指定をしたいとするものでございます。その際には、区域の中学校にも呼びかけて学力課題などをきちんと目当てを立てて取り組んでいただくという形で、その具体的手法はご質疑にもありました放課後学習や朝学習などに取り組んでいただこうと思っています。ただ、ご質疑の趣旨でございました平成27年度はどうかということに関しましては、小学校が中心となった事業でございますので、ただいま公文書で通知をして企画立案をしていただいている状況でございます。モデルに指定するしないに関しましては、各学校の計画をよく内容を吟味して1校を指定したいという予定で今準備を進めているところでございます。

小山係長

地域支援本部でございますけれども、現在平成26年度から地域と学校のつながりをより深めるために社会教育課が担当しております。現在コーディネーターを1人配置ということでやらせていただいているところでございますけれども、市内全ての小中学校を支援しているところでございます。学校支援地域本部には、204名のボランティアの皆さんが登録されております。今年度につきましては、41事業につき延べ453名のボランティアの皆さんが参加されたところでございます。当初稲作体験ですとか夏休み、冬休みの学習支援などを支援しているところでございますけれども、近年につきましては部活動の支援についても行っております。

小谷係長

少人数学級実践研究事業の11万9,000円の内訳ですが、来年度は3名の先生を雇う予定となっております、その3人分の研修旅費、あと見学旅行、それと1名分の赴任旅費で11万9,000円となっております。その3人分の人件費については、職員費のほうで約1,650万円計上しているところでございます。

山本係長

要保護、需要保護に関するご質疑でございますけれども、準要保護に関しましては平成26年度当初で見込んでおりました人数が624名、27年度で予算で見込んでいた人数が594名でございます。それぞれ26年度の認定率の見込みが20.5パーセント、27年度の見込みが20.1パーセントでございますので、認定の見込みとしましては大きく変わっていない状況でございます。

生活保護基準の引き下げに伴います影響でございますけれども、27年度の算定につきましては平成26年4月1日時点の生活保護基準を用いて算定をするわけ

ですが、消費税の税率のアップの関係がございまして、これに伴います生活扶助のそれぞれの額がおおむね3パーセント相当上積みされている状況でございますので、生活保護基準として使用するもの自体としましてはそれほど大きく変わらない状況ですので、生活保護基準による引き下げによる影響はほとんど生じないものと認識しているところでございます。

高木主査

連合会の廃止後はどのようなものになるのかというご質疑ですけれども、公会計の開始に伴いまして連合会の廃止後につきましては食材発注と調整につきましては、連合会が行っている業務は全て学校教育課で引き継ぎます。

小山係長

青少年健全育成事業奨励補助金につきましては、平成14年に設置されたところでございます。これまで延べ120団体の育成事業に補助金を交付させていただきました。しかしながら、各地区青年育成会ですとか母親クラブからの申請数は徐々に減少していること、また子供たちの健全育成の取り組みについても新たな課題が出てきたことから、教育委員会といたしましては近年の事業内容や参加人数など交付団体の実績を再度精査させていただきまして、平成26年をもって廃止することにさせていただきました。そのかわりですけれども、新たに地域の教育力活性化に要する経費ということで新規に設けさせていただいたところでございます。これにつきましては、教育委員会と各地区青年育成会、地域連絡協議会あるいは母親クラブ等々連携いたしまして、地域の子供たちをつなぐ青少年健全育成事業に取り組んでいきたいと考えております。具体的に申しますと、今年度の例でいいますと西地区ですとか、あと東地区と東滝川地区で合同で開催されました通学合宿など、子供たちのつながりから地域を再発見して地域住民の皆さんのつながりを深めるというような事業に取り組んでいきたいと考えております。

田村係長

國學院大學陸上競技部の合宿の関係ですが、國學院大學の陸上競技部の滝川市での合宿も平成26年度で通算5回目となって、市民の方にも國學院大學が滝川で合宿を行っていることを認識されていると考えているところでございます。正月の箱根駅伝では、テレビの前で國學院大學を応援したりですとか、中には実際に箱根駅伝を見るため現地へ応援に行く市民の方や合宿期間に練習場で応援したり、差し入れを提供する市民の方もおられるということで、合宿を通じて駅伝やスポーツを身近に感じる市民が徐々にふえてきており、応援する機運が高まっていると考えているところでございます。また、5年連続通算9回の出場ということで箱根駅伝の常連校になりつつある國學院大學の選手が滝川の地で合宿を行うということで、中学、高校生たちの競技ですとか将来の夢へのモチベーションは上がり、早いうちからレベルの高いスポーツに親しむことで自分はどうなりたいという目標の設定が明確化し、中高生の技能の向上につながっていくということが期待できると考えております。

また、本市ではオリンピック、パラリンピックの合宿誘致を推進しているということから、國學院の合宿の受け入れという事業が今後のオリンピック、パラリンピックの合宿誘致において受け入れ態勢ですとか運営などの面で参考になるものとも考えているところでございます。

大 谷

先ほど1つ漏らしたのですけれども、学校給食の中では親子給食開始とともに食器の更新がされるのかということもお聞きます。

そこで、給食関係については全て学校教育課でされるという答弁をいただきましたけれども、食材発注だとか、そういったことのほかに学校ごとの行事で給

食をカットするだとか、いろんな問題が出てくるかと思うのですが、それらも全て教育委員会の中で、委員会等をつくっていかねばそういった調整がでないかなと思うのですけれども、委員会的なものをつくるという想定なのかどうかということ。それから学校の魅力づくりのところでは学校配分の中でこれまでにやってきた魅力の内容について行っていくと。特別配分の中でいい内容だから教育委員会としては支援するというようなこともあるのか、全く配分の中でやっていくということなのかということ。それからもう一つ、さきの質疑で漏らしたのですけれども、前の一般質問の中で通級教室について、子供の保護者に対しての交通費の助成、現在2分の1なのですけれども、わずかな金額ですので、何とかしたいというように受けとめたのですけれども、それらについては今年度は盛り込まれないのかどうかということもあわせて質疑したいと思います。

高木主査

食器の更新は第三小学校から随時行っております。

各学校の行事等のカットにつきましても、各学校からその都度報告を受けまして、それにも全て対応しておきます。委員会につきましては、設置はする予定はございません。

吉川課長

魅力づくりの関係の、支援ということでございますけれども、例えば魅力活動でスクールバスを使いたいというような要望等がありましたら、丁寧にお受けして、支援策として教育委員会としても応援していきたいと思っています。

山本係長

通級教室の助成の関係でございますけれども、今年度までバス、公共交通機関を利用した場合の保護者の負担につきましては片道分のみを支給するというところで対応してまいったところでございますが、先般大谷委員からのご質問、ご指摘いただきましたように、平成27年度に向けまして算定基準を改正し平成27年4月1日以降につきましては保護者付き添い、公共交通機関を利用して通級を利用した場合については保護者の交通費についても往復分を負担するというところで27年度予算を計上したところでございます。

大 谷

それでは、給食のいろんな調整については委員会はつくらないけれども、係のほうできちんと聞いて全て対応していただけるということで確認してよろしいですか。

高木主査

全て学校教育課で行います。

委 員 長

それでは、この辺で昼食休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休 憩 11:58

再 開 12:59

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育費の質疑をお受けします。質疑ございますか。

関 藤

それでは、大きく2点、131ページ、先ほど大谷委員からも質疑がありました学力向上に要する経費74万円です。予算概要にも書かれているのですが、学力の定着困難な生徒と意欲の高い生徒の指導ですけれども、この指導法はどのような指導をされていくのか。放課後という形の形態ではわかるのですけれども、具体的な指導法というのはどのようにされるのか、そして教科はどのような教科を指導されていくのかということが1点。

それから、多分この74万円というのは人件費に当たるかと思うのですけれども、支援コーディネーターを配置するわけですが、支援コーディネーターの資格と配置人数、それから稼働日数、時間帯についてです。次に学力の分析をされて

いるということですが、具体的にどのような分析をされているのか。もう一つがモデル校は、まだ未定であるということですが、これから1校に絞られていくのかと思うのですが、実施されない地域との不公平感というのが生まれてこないのかをお伺いいたします。

大きな2点目、131ページと137ページ、語学指導等を行う外国青年招致事業について、再度お伺いいたします。これは、総務部で所管している国際交流との兼ね合いもあるのですが、国際交流での交付税措置というのが1人当たり472万円ということだったのですが、131ページのほうは多分5人、これは小中学校の配置だと思うのですが、2,261万円、1人当たり割り返すと約450万円ということになりますが、また137ページ、1人西校配置余分に出て884万円、2人分ですので、1人当たり割り返して442万円。こちらのJET配置についての交付税措置は1人当たり幾らになっているのか。人件費以外の経費は幾らかかっているかと。市費の単独財源の持ち出しはあるのか。また、JET雇用すれば当然交付税措置になりますが、それ以外の雇用形態で交付税措置というのはどんな形態の場合があるのかをお伺いいたします。

吉川課長

学力向上に要する経費、まず経費の内訳は74万円のうち56万円がコーディネーターの人件費、残り18万円は学習教材、ドリルですとか、そういうものの所要経費と積算しております。

指導方法を具体的にはということですが、市教委から示している例といたしまして、先ほどの答弁でも申し上げた放課後学習、いわゆる7時間目授業と申し上げるとわかりやすいのかもしれませんが。通常の6時間授業終了後にもう一時間残っていただいて、子供たちの中でやはり苦手の克服をする教科、それから得意な教科をもう少し伸ばしたいという要望も個別に聞きながら実施していこうと思っています。教科に関しては、今想定しているのはやはり算数、国語というところを伸ばしてあげたいなと思っています。

コーディネーターの日数につきましては、6時間目以降の業務ですが、やはり5時間目、6時間目ぐらいから子供のリサーチもしながら7時間目授業の中で身につけたいものはどういうところかということを中心に把握しながら進めたいと思っていますので、1日の勤務時間は3時間、それから1週間15時間として年35週程度を予定しているところでございます。資格につきましては、免許所有者を雇用するとしているところです。

この事業の特徴として、区域の中学校と連携するということです。これにつきましては、学力課題、小学校の中における学力課題は小学校でももちろん分析するのですが、区域の中学校に行って小学校でどういう分野のどういう単元のところに力がついていなかったのかということを中心として中学校サイドから分析をいただいて、そのことで小学校でよりポイントを当てた指導をしたいということで、今回の事業では中学校との連携というのを一つの鍵にしているところでございます。全国学力テストの結果などを参考にしながら、分析を加えながら内容を深めていきたいと思っています。

最後のモデル校は、今回各小学校から提出してもらうわけですが、1校ですので、もちろん除外する学校も出てくるわけですが、今年度新規の事業として取り組んで、特に分析、区域の中学校と分析して学力課題を困難をこんな形で克服できたとか、評価や分析も1年実施後に教育委員会としても得ますので、次なる策はこれをさらに各小学校に広げていくという政策なんかも高めて

いきながら、どの学校でも放課後学習が大きく取り入れられるように進めていきたいと考えているところです。

法村事務長 まず、語学指導のほうの西高の部分の支出の説明をいたします。  
人件費以外の部分では、旅費の部分で帰国旅費と赴任旅費を合わせまして45万8,000円、それと負担金でJ E Tの傷害保険金等負担金ほかで合計50万1,000円となっております。

万年係長 外国青年招致人員の雇用形態ですけれども、これは特に決まりはありません。  
報告人数につきましては、語学指導助手、国際交流員及びスポーツ国際交流員、これが対象になることとなっております。

関 藤 金額につきましては、1人当たり472万円となっております。  
私が聞いたのは、交付税措置等の対象となる雇用形態について聞いたのです。  
どこから採用しても472万円が交付税措置になるということでしょうか。西高の場合は、50万1,000円と45万8,000円ということで、1人当たり割り返して442万円がかかっているの、それを引くとその引いた分が人件費で三百五、六十万円になっているのでしょうか。それで、もう一つは、小中学校5人採用していますから、1人当たりおおよそ450万円になるのですよね。その中の人件費が幾らで、人件費以外でかかっているのが幾らで、またさらに450万円以外に市の持ち出し、市費の持ち出しはあるのかというのを聞いたのです。

吉川課長 語学指導の外国青年事業に関しまして、小中学校5名配置ということで、人件費は報酬が1,800万円を組んでおります。それ以外の経費といたしましては、この5人の3法等の社会保険等の公費負担分、それからJ E Tへの5名受け入れの際の負担金などを措置しているところでございます。もう一つは、帰国される予定者の帰国旅費を予算措置しているところでございます。  
それから、雇用条件というお話ですけれども、J E Tと滝川市の契約というか、雇用の最低条件というのはきちっと示されておまして、マニュアルがございまして、勤務条件は学校の教育活動につくわけですから、学校の教育活動をきちんと包括する勤務時間というものを定めており、小中学校では朝の8時から6時間目終了の3時半までのおおよそ7時間以上は勤務として課しているところでございます。それから、休暇等についても市町村の休暇制度をそのまま適用して付与しているところでございます。  
小中学校に関しましては、全体の予算が2,200万円を組んでおまして、先ほどの財政課の答弁であります472万円の算入がありますので、交付税ですから全部ということにはなりませんけれども、ほぼ小中学校に関しましては持ち出しなく招致できていると考えているところでございます。

万年係長 普通交付税に対して交付税自体の決まりはありません。J E Tで報告した数字を用いて交付税が算定されることになっていますので、J E Tの決まりに基づいて行うということになります。

関 藤 言っていることはもう重々わかっています。J E Tを雇用しなくても例えば雇用形態として市単独でダイレクトにネイティブ、外国青年を雇用した場合、交付税措置になる場合があるのではないですか。または、それ以外のいろいろな雇用の仕方というのがありますよね、皆さんご存じのとおり私もやっていることですけれども。そのようないろいろな採用の仕方によって、J E T以外で交付税措置になるものはあるのかということをお聞きしている。例えば具体で言えば、旭川市はもうダイレクト雇用です。そうすると、ダイレクト雇用する

と、例えばここでは四百数十万円かかっているのですけれども、1人当たり雇用として、旭川市の場合多分380万円ぐらいなのです。つまり人件費とプラスアルファ、保険関係です。そういうのをミックスしても400万円切っているという実態がある。そうすると、そういう場合も交付税措置になるのですか。ダイレクトに雇用した場合というようなことをお聞きしているのです。

万年係長

普通交付税に関しましては、先ほどのJETで報告したもののみ対象になります。普通交付税ではほかのものは算定されません。

委員 長  
渡 邊

ほかに質疑ございますか。

大谷委員の質疑で学校の魅力づくり事業の100万円が廃止になったのは、3年の時限的なものだ。そこで、お聞きしますのは、魅力づくりに関して各学校等の意見を聞いて廃止に至る経過としてどういう反応を得たのか、ある程度学校に対する裁量というのが必要かなと常々思っているのですけれども、裁量を持たせるだけの予算をつけていないという現状の中で、この100万円という全体で補助金として持っていたのですけれども、そういうところに対する委員会の考えをお聞きしたいと思います。

同じ教育振興費だと思うのですけれども、スクールバスの運行について、これは委託業務でやられていると思うのです。また、いろんな行事等によって運行されて、計画の中で進めていると思いますけれども、先ほどスクールバスの運行は柔軟にやれるような答弁をしたかなと思いますが、東滝川の話でいえば冬の部活のときに運行がなければ当然冬の部活に参加できない。小学校でも夏休み期間中やりたくても共稼ぎだと子供1人で行かすわけにいかない。そういうことに対する柔軟性のあるスクールバスの運行というのは可能かどうかについてお尋ねします。

それと、社会教育費の関係で、特別委員会参考資料の15ページになります。上から4段目と5段目の演劇鑑賞事業会場費補助金、その下の音楽鑑賞事業会場費補助金、予算を入れている中で交付団体がなく、代表者がわからない、決算がわからない、こういうところに予算がつくというのが本当に適切な予算の計上の仕方なのかについてお尋ねします。

吉川課長

魅力づくり事業に関してでございますけれども、この事業の廃止ということに関しましては2月の校長会でも予算の概要ということで説明は申し上げました。会議の場では、特段意見等はございませんでしたけれども、ご質疑の趣旨が補助金がなくなって、さらに学校の魅力を伸ばすためには予算が限られたもの、あるいは裁量となる予算がないのではないかと趣旨でございます。学校の配分予算、十分なものにといいようには、今後も課題はあるところでございますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、3カ年の補助金を通じて事業を展開するだけの基盤となる機材や教材を整備しておりますので、学校配分の予算を上手に活用してこれからは魅力を高める学校の取り組みというのは引き続き実施していただきたいということでお話を申し上げたところでございます。

以上です。

山本係長

現在冬季、夏季も含めまして長期休業中あるいは休日の部活動に対応したスクールバスの運行というのは行っていない状況でございます。スクールバスの運行契約に関しましては、平成25年度から27年度まで3カ年の契約を結んでございまして、通常の送迎と教育活動、スキーバス事業等あるいは研修関係でのバ



スの利用ということで、上限時間を定めましてその範囲内での運行をしているところでございます。現状といたしましては、契約の時間内でさらに土日あるいは長期休業中の運行ということは難しい状況にあります。28年度以降、来年度中に契約に向けての検討を進めてまいるところでございますけれども、一方で貸し切りバスの運賃の見直し等の問題もございまして、そういった部分も含めまして27年度中に検討してまいりたいと考えております。

小山係長

演劇鑑賞事業会場補助及び音楽鑑賞事業会場補助の未定部分があるということでございますが、両補助とも市民の皆さんに良質な芸術の鑑賞の機会を提供させていただくということで、地域の文化創造の環境づくりに寄与するということを目的としております。現時点では、プログラムを選定中の段階でございます。ただ、未定ではございますが、プログラムが決定次第円滑に実施できますよう計上させていただいたということでございます。予算額につきましては、前年度実績等によるものでございます。

ちなみに、本年度ですが、本年度会場費を補助しましたプログラムにつきましては、音楽鑑賞事業につきましては航空自衛隊航空中央音楽隊によるコンサート、演劇鑑賞事業につきましては「淑女のロマンス」でございました。ともに約1,000名来場し皆さんがあり、多くの皆さんに芸術鑑賞を楽しんでいただいたというところでございます。

渡 邊

会場費の補助金の関係で言えば、実績があるからという計上の仕方をしているということですが、予算協議の時点でこのように行うから予算をつけてくださいというやり方で予算がついたという解釈でよろしいかどうか伺います。

それと、スクールバスの見直しが平成27年度以降というけれども、東栄小学校が廃校になるときに地域の要望というのが出た中にスクールバスという部分も挙がっていたかなと思うのです。あそこに明苑中学校、東小学校に通う子供たちが満足にそういうクラブ活動ができないという現状、やはりこれは早急にやらなければならないものではないかなと思うのですけれども、予算の範囲内で本当に学校の行事以外で地域が要望すれば可能なかどうか。地域の事業もあるかもわかりませんが、そのようなイベント等を組んだときに、スクールバスの運行をやってもらえるのか、また基準的なものがあるとすればもう一度確認したいと思います。

小山係長

会場費の補助金につきましては、毎年計上させていただき、事業をやらせていただいているところでございますけれども、今年度につきましては選定中ということで、実績に基づきまして計上させていただいたということでございます。

山本係長

スクールバスの部活動に関する運行の関係でございますけれども、これは東栄地区に限らず、江部乙地区に関しましても従来から運行していない状況でございます。スクールバスの運行に関しまして、基本的には学校の事業に関連した部分について対応しますということで、これまでも対応してきているところでございます。江部乙地区に関しまして言えば、長期休業期間中に学校で補習的に実施する事業を開催する場合には運行している実績はございますので、こうした部分、今のバス会社との契約の中では学校の事業に関連して運行する部分、運行できる範囲内は中空知広域圏の範囲内、市町村の範囲内ということで運用しているところでございます。現在の契約では年間の運行時間が4,734時間となっておりまして、平成26年度につきましては若干の超過が見込まれるような状況でございますので、契約時間数としては現状としてはかなり厳しいというこ

とでご理解いただきたいと思います。

渡 邊 財政課長もおられるのですけれども、予算協議の時点でこのように予算をつけているということは財政課も納得しているということで解釈してよろしいか伺います。

それと、スクールバス、主に拘束の時間はあるかもわかりませんが、柔軟に動かすという発想を持てるかどうか。決まった時間内でやらなければならないのはわかりますけれども、その柔軟性を持てるのか持てないのかについてもし考え方があればお聞きしたいと思います。

高橋課長 この部分につきましては、例年行われている事業ということで、そういう予算協議の仕方をさせていただいている部分もあります。それから、本年度部配当という形で、ある程度もう部の中の裁量ということでの予算協議をさせていただいたという経過もある中でこのような予算協議をさせていただいたということでございます。

山本係長 柔軟にということでのご質疑でございますけれども、先ほど申し上げましたように契約時間に対する運行時間の関係がもう既に全く余裕のない状況でございますので、そうした中で学校行事あるいは学校事業以外での運行となりますと、運転手の拘束時間、運行時間等の点で考えますと現状においては対応が困難という状況でございます。

渡 邊 先ほど通学合宿の話が出ましたが、これは学校の事業ということで、この時点でもスクールバスを出していると。それは時間的余裕あるからできるという解釈でよろしいですか。

山本係長 通学合宿の件に関しては、学校行事の一環として実施しているということで捉えまして運行したものと認識しているところでございます。

渡 邊 そうやって学校行事という言葉を使うのであれば、クラブ活動は学校行事とは見ないと思っていいたいのですか。

山本係長 学校行事といいますか、実際にスクールバスを活用しているのは学校の事業で、通常の送迎以外については学校の事業として捉えられる部分について対応しているというところでございます。先ほどの校外学習の部分につきましても学校の事業の一貫ということでの捉え方ということになりますので、部活動の関係に関しましては従前から学校の事業とは別の扱いとして捉えてございまして、平日は当然帰宅時間に合わせて運行はしてございますけれども、土日あるいは長期休業中については運行していないというところですので、現状の整理としてはそういう整理をしているということでございます。

山 口 139ページの給食配送委託料ですけれども、清水委員の通告に重複しないように聞きたいと思えますけれども、要は給食をつくってから親子の子のほうに配送する要領を詳しく教えてほしいのと、受け入れ側の要領、それと親子給食のデメリットと以前から言われているのは、つくってから子供の口に入るまでの時間がどれくらいかというものですけれども、所要時間どれくらいを考えているのか。それから、受け入れ側の学校で調理をしないわけですから、調理師は解雇になるのでしょうか。

それと、2つ目、133ページの光熱水費ですけれども、第三小学校の当初の設計ではガスボイラーは新型の高性能ボイラーになっていましたが、途中で設計変更になったと聞いていますけれども、その一般ボイラーがついたことで光熱水費に増額部分はありますか。

高田課長

つくって運ぶまでの要領ということでございますが、第三小学校で調理をしまして、そこから第一小学校と明苑中学校に運びます。つくってから子供さんの胃袋に入るまで2時間以内という基準もございまして、11時過ぎには第三小学校を出発して、明苑中学校に着くのは12時ころには着く予定でございます。それと、受け入れの態勢は、私どものほうでトラックが着いてから子供さんたちのところへ運ぶ配膳員をそれぞれの学校に2名ずつ配置をいたします。それと、デメリットということですが、子供さんの口に入る時間、所要時間ということで、先ほど申しました2時間以内には子供さんに食べてもらうということでやっております、冷めないように保温のきく食缶を用意しております。受け入れしない給食調理員の関係ですけれども、第一小学校と明苑中学校については、そこにおりました調理員は第三小学校に異動しております。それと、第三小学校と第一小学校と明苑中学校にそれぞれおりました米飯専門の臨時の調理員については、それぞれほかの学校にも回ってもらっております、その米飯の分が今回の異動によって削減できたといえますか、それ以外の嘱託の調理員については第三小学校に異動ということで、嘱託の人数は変わっておりますが、米飯の調理員については3人削減をしたところでございます。

酒井係長

第三小学校のボイラーの関係ですが、ボイラーについては当初から変わっておりませんので、ボイラー変更等による増減というのはございません。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

清 水

適応指導教室指導員が4名、うち1名がソーシャルワーカーですが、4名の待遇、人件費総額、またスクールソーシャルワーカーの職務内容について伺います。

学校サポート事業の財源、人数推移について伺います。また、この点で35人学級がまだ完成していないということで、平成26年度実績でいうと第一小学校の5、6年生がそれぞれ40人、明苑中学校や江陵中学校では2学年、3学年で38人、39人という状態が続いていたという中で、サポーターの方々がどういう形で少人数学級でない授業をサポートしたかということ伺います。

通級児童教室では、この数年で通級数がふえたということで、まず指導教員の人数、専任、併任があるというのはわからないのですが、あるいは非正規がその中にいるということもわかりませんが、お聞きします。通級児童生徒数、4学級でそれぞれ伺います。通級日数は週何日で何時間かと、また通級児童生徒数がこの数年増加している要因について伺います。

教員の勤務時間、出勤時間について伺います。出勤時刻、休憩のとり方、退勤時刻、タイムカード管理はどうなっているのか。休憩を児童生徒の授業時間が全部終わってからとって、休憩後退勤という不自然なとり方をしているということも聞いたことあるのですが、そういう実態はやはりあるのか。自宅への仕事持ち帰り実態についてどのように把握しているか。中学校のクラブ活動のために休日出勤している実態は多い場合でどれぐらいの日数に上るのか。また、中学校のクラブ活動の土日活動は多い場合で年間104日中、これに長期休業が入るので、教員は長期休業がないから年間104日中どの程度になるのかということ伺います。

要保護、準要保護では、大谷委員への答弁はありましたが、小中学校で何パーセントから何パーセントにということでお伺いします。平成26年度と平成27年度の比較です。財源内訳見込み、また生活保護基準が低下したについては扶助

費は低下したが、消費税3パーセント増の影響でほとんど変わらないと。ほとんどというところが大事なのですけれども、実際どのように変わっているのかとそれに対して多少でも基準額がやはり下がったのだけれども、その下げたほうに合わせたということなのか伺います。

開西中非構造部材耐震改修の内容で、旧校舎部と新校舎部それぞれあると思うのですが、その内容、また取り外したものの活用について伺います。

137ページ、西高校の自習室が2部屋しかなく少ないと。そして、途中で暖房が切られるので、寒いと聞きますけれども、同じ間口の道立高校と比較して自習室が少なくないのか、また何時まで開放しているのか、暖房はそれまでについているのかいないのかについて伺います。

給食について、139ページ、配送委託料で特殊車両は業者所有だと思うのですが、確認します。契約方法については、年数や随契などについて伺います。

141ページ、美術自然史館の運営管理に要する経費で清掃委託等委託料が日数減ということで減額されたということですが、積算内訳、人件費その他、また積算労務単価額について伺います。

図書館費で、図書購入費500万円の内訳、計画されている分類で伺います。また、他の類似人口市と比較して金額がどうか。自習室としての活用が多く、ニーズに応える運営が必要ですが、机、椅子数の拡充やスペース増についてお考えを伺います。定期試験時の駐輪場対策について伺います。

147ページ、温水プール運営事業補助金432万円増額しましたが、サンテが混み合っていると聞いております。サンテの売り上げが目標値を大きく上回っているということではないと思うのですが、サンテの売り上げに関係なく増額を続けるのか、またやはりシャワー室がないのは問題ということで、設置予定について伺います。

次に、スポーツセンター第2体育館耐震改修附帯工事委託の内容について。

それと、議案第24号にかかわって、旧スポーツセンター、新第1体育館の改修はどういうスケジュールで今後行われていくかというのが1点。2点目は、表で午前、3,910円というのがあるのですが、これは全面使用で3,910円なのか、この2点伺います。

そして、体育施設管理代行負担金7,273万円の主な積算内訳、人件費その他。人件費の単価をどのように設定しているか。特に事務局長及び事務局次長、スタッフ19人となっておりますが、スタッフの中には経験豊かな上級クラスから初級クラスまでさまざまいらっしゃると思いますが、どのように人件費を積算しているか。また、人件費は何人分見ているか、そして退職金制度も可能な代行負担金制度になっているか。

149ページ、まち自慢のパークゴルフ場の整備に要する経費について、整備工事を含め、これまでの経費を含めて完成までの総額と財源内訳について伺います。最後に、渡邊委員が質疑をされたスクールバスについてですが、休日や長期にスクールバスが運行されていない。そのときに路線バスを使って部活をした場合は、当然バス賃は公費負担になると思うのですが、確認をしたいと思います。質疑の中には、結果だけ聞くと決算かなと思うものもありますけれども、今回は答えていただきます。

委員長

吉川課長

それでは、最初にまず適応指導教室の指導員の人件費等に関してでございます。4名の支援員を配置しておりまして、そのうち1名がスクールソーシャルワーカー

カー、全体の人件費は800万円を措置しているところでございます。3名は嘱託職員として採用して、1名は臨時的任用職員として採用しているところでございます。いずれも教職員の免許保有者でございます。その中にあってスクールソーシャルワーカーの職務ということでございますけれども、スクールソーシャルワーカーは子供たちのいじめとか不登校など問題行動全般にわたって、子供の心の問題の解決という面もございまして、その背景には心の問題以外にも家庭の経済状況や家庭環境が大きく複雑に絡み合っている場合があります。これらを解決するためにスクールソーシャルワーカーを配置しまして、その改善を図っていくということで職務を担っているところでございます。具体的には、市の福祉課が所管しております家庭児童相談室でケース会議を持つわけですが、ここに具体的な事例をもってケース会議の開催を求めたり、あるいは家児相側からのケース会議の求めに応じて参加したりということ、それから教育支援センターには相談室もありますから、相談室に来所される方との教育相談などの活動を主に行っているところでございます。

それから、2点目の学校サポート事業に関しまして、財源はまず全額単費でございます。学びサポーターの配置に係る予算がここの事業でございまして、人数につきましては新年度、平成27年度でも13名の配置を予定しております。これは、26年度の13名とほぼ同じ配置を考えております。その活動につきましては、やはり学習のつまずきとか困り感があるとか、発達課題があって落ちついていけないとか、そういうさまざまな個別の状況に対応して担任と協力して円滑な授業あるいは学習のサポートをするというのが主業務でございます。ただ、13名でございますから、各学校に1名、小学校の6学年を満遍なく見るといのはなかなか難しい状況です。したがって、ご質疑の中にもありましたが、例えば第一小学校では今度新学年5、6年生は35人学級の適用を受けないわけですから、35人以上の学級が構成されるということになりますけれども、そんな中にあって5年生だけとかという活動にはなりませんけれども、やはり教科をある程度特定して、学びの差が出てくる算数などの教科の時間にサポーターを校内でうまく各学年上手に活用していくというような活動内容が主となっており、そのことは少人数指導ということの効果も上げていっている状況でございます。

鎌田係長

指導教員は、専任として正規の教員を新年度6名配置を予定しているところでございます。通級児童生徒数は、平成27年度4月の見込み数として小学生73名、中学生12名の計85名となっております。平成26年度では75名、平成25年度、2年前では66名となっております。通級に通う日数と時間数につきましては、その子の実態に応じて変わりますが、おおむね週1回2時間程度となっております。通級児童生徒数は、ここ数年増加傾向にあります。その要因としては、各家庭への啓発や新就学時健康診断時における何でも相談コーナーの設置等により、この制度に対する理解が図られたものと考えております。また、気軽にきめ細やかな対応が受けられるようになったことと通級指導教室を開設する学校数の拡大により通いやすい環境になったことが挙げられると考えております。

小谷係長

最初の勤務時間、タイムカードの管理ですが、学校によって勤務時間に多少ばらつきがあるのですが、おおむね先生方は8時前後に出勤されます。その後出勤簿というものが備えつけられていますので、出勤簿に押印をして、その後教頭先生がそれを確認します。休憩時間は学校によりますが、ある中学校

の例を見ると授業が終わって帰りの会をやった後に掃除をします。その後生徒たちはみんな帰るのですけれども、その後休憩時間、今日の学校も45分だと思うのですけれども、45分とると。その後勤務時間がまたありますので、それが終わった後に帰る先生は教頭先生とかに声をかけて帰るのが一般的だと思います。

次の休憩時間を授業時間終了後にとり、そのまま退勤という実態は今の答弁のとおりありません。

その次の自宅への仕事の持ち帰りの実態については、個人情報を含む仕事をされておりますので、個人情報を含むものを学校外に持ち出さないように管理職から厳しく指導しておりますので、ないと思っております。

最後のクラブ活動のために休日出勤している実態はということなのですが、実態はわからないのですけれども、部活の顧問をしている先生は大会前などはかなりの日数出勤されている方がたくさんおられると思います。ただ、部活は1人の担当の先生がやるわけではなくて複数の顧問の先生がいらっしゃいますので、休まなければならないときは調整されて休んでいるものと思っております。

山本係長

要保護、準要保護でございますが、今平成26年度の現状と27年度予算と両方ご報告いたしますけれども、26年度につきましては小中合わせまして662名、認定率は22.3パーセントとなっております。27年度の予算、見込みでございますけれども、小中合計で621名、認定率は21.3パーセントと見込んでいるところでございます。

財源の内訳でございますけれども、平成27年度の予算でございますが、就学援助費合計総額の5,618万9,000円のうち、要保護に係る修学旅行分については国庫補助といたしまして、要保護児童数と就学援助費補助金が算入されますので、この国庫補助分として8万2,000円を見込んでございます。そのほか普通交付税に算入される部分として約971万7,000円を見込んでございます。したがって、一般財源の負担額は4,638万9,000円という見込みでございます。

生活保護基準の低下における影響でございますけれども、26年4月1日の生活保護基準を使用いたしまして27年度の判定をしまっているわけでございますが、私どもの試算、26年度の申請内容と同じ状況で試算をした結果でございますが、影響が出る部分といたしましては3世帯4件、全体に対して約0.6パーセント程度の影響ということでございます。また、一方で漏れる方がいるのと逆に新たに認定になってくる可能性もある方もいらっしゃいますので、それぞれ毎年度世帯の構成員の状況あるいは世帯収入の状況で判定をしておりますので、こうした部分で総合的に判定をしてみますと、総体としては影響がほぼ出ないということで認識をしているところでございます。

酒井係長

平成23年3月の東日本大震災で学校の屋内体育館の天井材等躯体以外のものが全面落下した事象が多数発生したことから、安全対策といたしまして屋内体育館等の大規模空間において躯体以外の天井板あるいはバスケットゴール、照明器具等の落下防止対策を施すものでございまして、開設につきましては屋内体育館の大規模空間につきまして天井についてつりボルトでついております天井板の撤去、それから撤去に伴いまして天井に断熱材を直づけする工事、それから照明器具の補強、落ちないようにする振れどめ設置等を行います。ですので、予算額はそのまま屋体工事の部分となります。

あと、再使用についてですけれども、天井材は取り外しますので、再利用等はございません。

法村事務長

西高校の自習室ですが、平成7年に間口が8から7に変更になったことに伴いまして、自習ができる教室として補講室というのを2カ所意しております。その補講室が満室になっているという状況は今のところ見受けられませんので、特に少ないというような声は聞きません。自分の席で勉強している生徒さんをよく見かけますので、そちらのほうがちがついて勉強ができるのではないかと思います。また、完全下校時間が午後7時ですので、それまでは使用できます。冬期間は、ストーブもそれまで使えますので、道立のボイラーよりは自由に使えると考えます。

中川課長補佐

親子給食の開始に伴う学校給食配送業務委託料についてのご質疑ですが、委託業務は平成27年の4月から5年間ということで、長期継続契約を予定しております。5年間の配送業務に要する経費と、それから配送車両の購入に要する経費を合算した額を委託料としております。したがって、配送車両は業者の所有となります。この配送車両を業者所有とした理由ですが、市が車両を所有し、貸与するよりも自社所有の車両として維持管理をされるほうがメンテナンス等が行き届き、より長期間の利用が可能となること、また今後西小学校、第二小学校において親子給食が計画されておりまして、さらに配送車両2台を購入する必要がありますが、委託料に車両購入費を含めることで市が車両を購入するよりも価格を抑えることが可能と判断しておりまして、今後も同様の委託契約を進めることを考えております。

それから、契約の方法ですが、契約期間は先ほど言いました5年間の長期継続契約です。昨年10月28日に指名競争入札を実施しましたが、入札が不調となったため地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び同条第2項の規定に基づきまして入札参加者のうち最低価格の入札者から再度見積もりを徴取し、随意契約を行ったところです。

中塚館長

清掃等委託料1,041万4,000円の積算内訳について説明いたします。

まず、人件費でございますが、空調機運転管理業務が約8割、それと日常の清掃業務で約1割、それと年1回行っておりますその他業務といたしましてガラス清掃や床のワックスがけ、ボイラー清掃、貯水槽の清掃、その他業務として約1割という内訳でございます。消費税相当額含めまして1,041万4,000円として設計したものでございます。

なお、前年比78万円の減ということでございますが、これにつきましては見直しした部分といたしまして清掃業務をする日数の減、具体的には4月から9月にかけては週3日、10月から3月にかけては週2日、また清掃する範囲も見直しまして、事務室、会議室を清掃の対象から外しまして業務に要する時間を30分短縮したものでございます。

なお、労務単価につきましては、最低賃金をもとに社会保険料等を加味して設計したものでございます。

深村係長

図書館の運営に必要な蔵書の資料の整備、そして当館の特色としていきたい分野の充実と分けて、説明させていただきます。

重点として考えておりますのが2点ございます。子どもの読書活動推進計画の策定に伴う子供たちの読書意欲を喚起する子供向けの本に重点を置いて選書をしていきます。乳児向けの絵本、未就学児、小学生向けの絵本、また活字離れ

が始まる中学、高校生などのヤングアダルト層に読んでもらいたい本、また学ぶ力を養う調べ学習用図鑑など子供の読書活動を支える本などはできるだけ充実を図ってまいりたいと考えております。

また、大人向けの本としましては、利用者ニーズを勘案しまして求められるもの、必要とされるものに特に重点を置いて購入をしてまいります。この中で2点ございます。20代から40代、また60代以上の女性の方に人気の暮らしに役立つ本や安心して子育てができる本、また健やかに生きるための体の健康、心の健康を支える本などを購入してまいります。また、課題解決や仕事に役立つ本としましてビジネス支援の本も購入をしてまいります。これは、行政連携とも関係してくるのですが、各課や保健所、また税理士会など多数の機関と今現在連携して展示などを行っております。その期間の市民の方に周知をしたい事業や取り組みなども深く知っていただきたいことから、展示にまつわる資料の充実などもあわせて行っていききたいと考えております。

また、当館の特色でもあります雑誌、新聞については、手軽に読めて新鮮な情報が提供できるため、こちらについては現状どおり減らさないように維持をしていけるよう努力してまいりたいと考えております。

また、その他の図書館運営にかかわる蔵書構成を配慮した本の選書ですが、利用の多い小説や、また課題解決にかかわる調べ物に対する本の更新などは計画的に分野を決め、行ってまいります。来年度については、一般書は地理、そして児童書は自然科学を重点を置いて更新してまいります。ただ、削減がございましたので、その中で来年度は比較的この更新の冊数が減少していくと考えております。

森 館 長

類似の他市との比較ということでご質問がありましたが、もちろんそれぞれの市での事情もありますけれども、平成26年1月1日現在の道立図書館の資料でご説明させていただきたいと思います。

資料費と、参考ということで1人当たりの金額をご説明いたします。まず、稚内市ですが、1,118万2,000円、1人当たり300円です。網走市899万9,000円で1人当たり235円です。登別市947万3,000円、1人当たり186円です。石狩市1,455万円、1人当たり243円、北斗市336万4,000円、1人当たり70円です。それで、ちなみに滝川市ですが、500万円ということでいきますと1人当たり118円ということになりまして、残念ながら34市中27番目ぐらいということになります。ちなみに、平成27年500万円の当初予算スタートということですが、平成26年12月以降のふるさと納税の基金に積みまれている分と教育費の寄附金等がございましたので、補正予算計上が見込まれるため、結果的には平成26年と同様の予算が確保できるのではと考えているところでございます。

続きまして、自習室の関係ですが、現在図書館の閲覧室内に144席ございます。それから、学習室に18席を用意しているところです。庁内の限られたスペースということもありますので、拡充は難しいと考えております。ただ、昨年総合福祉センターの閉館時に不用になった机、椅子を閲覧室内、それからロビーに増設することをさせていただきましたし、また高校の試験期間ですとか大学入試の直前ですと、かなり学習室、閲覧室が混み合いますので、状況に応じて図書館のロビーや、1階の市民ロビーに机、椅子を出すなどとして臨機な対応を行っておりますので、そのような形で利用者に不便をかけない対応を行っていききたいと考えております。



それから、駐輪場の関係ですが、テスト期間は生徒の利用が急増して駐輪スペースが不足するという事で、庁舎管理を行っています総務課でテスト期間を確認し、看板等で周知をしまして、庁舎の南側前庭に臨時駐車場を増設してスペースを確保しているところでございます。聞きますと、まだスペース的には余裕があるということですので、状況によりましてはさらに増設ということも検討してまいりたいと考えております。

田村係長

まず、温水プール運営補助金につきましては、コース占用に対する補助金となつてございますので、売り上げ云々という設計にはなっておりません。また、シャワー室の件につきましては、設置を要望するご意見があるということで、建物を所有しております滝川スポーツクラブサンテにお伝えしたいと考えております。

スポーツセンター、第2体育館改修の実施設計の委託料につきましては、耐震化工事に伴いまして天井部の改修が必要となることから、天井材等非構造部材に係る工事、また耐震改修への基本の実施設計が平成23年に行われているということから、単価の見直し等による積算の委託となつてございます。

また、第1体育館の改修のスケジュールといたしましては、平成28年に市民の方の意見をとりながら改修の検討を行い、29年度に実施設計、30、31年度に工事というようなスケジュールを考えているところでです。

また、3,910円、基本的に条例で記載されております室使用料については、全面の分の料金となつてございます。

続きまして、体育施設管理代行負担金の主な積算内訳ということで、人件費につきましては3,194万1,000円、およそ13人分で積算をしてございます。代行負担金には、退職金に関する設計はされてございません。

あと、まち自慢のパークゴルフ場の整備の関係につきましては、平成26年整備工事の金額5,100万円に対しまして国費、社会資本整備臨時交付金が1,850万円、起債が2,920万円、一般財源が330万円で、起債の2,920万円のうち交付税で戻ってくる分が1,290万円ございますので、市の実質負担額は1,960万円と、あとゴルフ場のポンプ、水を使用する関係でポンプの増強工事を350万円で計上してございましたので、350万円と1,960万円を足しました2,310万円、平成26年度でかかった分となつてございます。27年度につきましては、パークゴルフ場の整備工事費7,400万円に対しまして国費、社会資本整備臨時交付金が3,700万円、起債が3,330万円、一般財源が370万円で、これも起債のうち交付税で戻ってくる分1,480万円ありますので、市の実質負担額は2,220万円で、平成26年と27年を合わせますと実質負担額は4,530万円となります。このほか機械、受付等々で見込み分の3,000万円を合わせた7,530万円という金額を見込んでいるところでございます。

山本係長

最後にご質疑いただきましたスクールバスの土日あるいは長期休業中に運行しない部分に関して路線バスに対する公費助成の関係でございすけれども、スクールバスが運行しない部分につきましては、保護者の方々の送迎等によって対応いただいていると考えているところでございます。路線バスが運行されている沿線の近くに住んでいる児童生徒につきましては、一部利用されている児童生徒もいるかと思ひますけれども、これに関して人数等の把握はされていない状況でございす。現状といたしましては、路線バスを利用した場合に対する助成の制度自体がない状況でございすので、こうした住んでいる地区によ

っても不公平が生じるという可能性もございまして、現状としては対応が難しいと考えてございます。

まず、清掃委託料ですけれども、これまでの答弁で札幌市が国交省の建設労務単価引き上げで約25パーセントぐらい上げたときに清掃委託も同比率で上げているのです。そのときの答弁は、そもそも滝川市は高いので、25パーセント札幌市が上げてそれと同等だという答弁がされてきたのですけれども、今のご答弁だと最低賃金を基準にあと社会保険料と。結局最低賃金ではないですか。今までの答弁と違うのです。これについて公共工事の労務単価を上げるという、国交省が中心となって行っている全国の流れに委託について滝川市は明らかに乗っていないので、これについて考え方を伺います。

2点目は、温水プールですが、コース占用への補助金というのだけれども、結局はもともと15年間1,800万円でやるものを途中で事実上の運営費補助をサンの窮乏を救うために足したわけで、その名目がたまたまコース占用料だったというだけの話です。そういうことでいうと、サンテが混み合っているという話を聞くと増額を続けるのかということになるので、そもそも432万円増というのはあと13年間の契約に契約し直しているのだと思うのですけれども、サンテがどんなに混み合っても補助金は変えないのだという立場を貫くのであれば、せめてシャワー室ぐらい設置しないのかということになると僕は思うのですがお考えを伺いたいと思います。

それと、体育協会への代行負担金についてですが、13人分で3,194万円、単純に割り返すと245万円ということで、もちろん正規、非正規あると思うのですが、熟練の指導員を安定確保するのに、腕や技術が上がったら引き抜かれるということを繰り返しているようでは、とても社会スポーツを伸ばすということにはほど遠いわけです。そこでお聞きしたいのですけれども、事務局長や上級指導員、そういうイコールではないはずですから、どのように積算をしているのかということをお聞きをしたいと思います。

まち自慢のパークゴルフ場については、さらに2,226万円と3,000万円、5,226万円を開業するためには一般財源が必要になるという、もちろん一部起債ですから長期負担になりますけれども。これも先ほど土木費で聞いたのと同じことを聞きますけれども、この計画自体中期フレームが出される前に計画されたもののなのです。中期フレームが出て、このままいけば財政再建、非常事態宣言もあり得るという、このままいけばということではいえないこのままいつているわけです。そういう点で6月議会までは一時凍結するとか、そういったことを考えなかったのか伺います。

最後は、スクールバス、部活動についてですが、私は教員が出ている、出ていないということを聞いたのでないのです。私が聞いたのは、クラブ活動が104日中何日行われているかということをお聞きしたのです。クラブ活動は顧問がいなくてできないのでそうすると、クラブ活動をやっている日数を顧問は必ず出ているということですから、顧問が出ている、複数がどうだということではなくて、クラブ活動が多い場合でどこの中学校の何部でいえば104日中ほとんど全部出ていますとか、そういうことをお聞きしたので、もう一度伺います。

それと、スクールバスについては不公平になるとかならないとかではなくて、学校教育の一環でやっているクラブ活動に来て、しかもそこがスクールバス区域だと。これは公費で交通費を支給するのが当然の話であって、最善はスクー

ルバスを出すと。それまで出せないのであれば、バス賃相当を補助するぐらい行えないというのはそれこそ不公平な話なのです、4キロ以内の通学をしている学校と比べて。そういうことを考えないのかお伺いします。

就学援助ですけれども、今計算したら全児童生徒数は恐らく2,968人から2,915人に53人減るのですが、今回減るのは41人です。3世帯4件だったというのだけれども、まるでこれだと滝川市の保護者の賃金が去年よりことは上がっているということではなければ証明できない話なのです。そういう点でやはり22.3パーセントから21.3パーセントに1パーセント、約30人です。29人。これだけ対象から外れるということは、生活保護基準が結果としては下がっているわけだから、下がったことは市の就学援助基準を変えたことの影響だということで、これは問題だと思いますが、再度お考えを伺います。

遠藤係長

総括のところでも答弁させていただいておりますが、滝川市では役務提供型の業務、清掃業務等につきましては最低賃金法による労務の賃金をもとに社会保険料等を加味して設計を行っているところであります。基本的には札幌市が使用しているものとは違うものを使用しております。また、建設工事等の北海道の歩掛かりがあるものについては、基本的に北海道の歩掛かりを準用するようにして設定しております。

景由課長

まず、温水プール運営補助金の関係でございますけれども、これは清水委員のご認識もあるのかとは思っておりますけれども、あくまでサンの設計の中身は3コース分を上限3,100時間以上市民プールとしてオープンしていただくという設計での2,232万円となつてございますので、売り上げ等を加味するものではないと考えてございます。

体育施設の管理代行負担金でございますけれども、ご指摘の事務局長及び上級指導員ということでございますけれども、こちらスポーツ振興に対する補助金ということで、指定管理代行負担金の設計ではなくスポーツ振興、体協に対する運営補助金ということで算定してございまして、金額につきましては常務理事分で250万円、事務局長で370万円ということで算定してございます。

それと、パークゴルフ場の件でございますけれども、1点訂正をさせていただきます。先ほど申し上げた交付税バックの額が26年度1,290万円と申し上げましたが、640万円、それと平成27年交付税バックの額1,480万円と申し上げましたが、740万円ということで、先ほど総額7,530万円と申し上げましたが、8,920万円と訂正させていただきます。

見直しについて検討をしなかったのかということでございますけれども、平成27年度につきましては社会資本整備臨時交付金のほうの要望もしつつということで、工事の予算措置はさせていただいております。今後かかってくるであろう機械類や受付等、こちらについては可能であればリースという形で毎年の運営経費の中で賄えるような設計ができないかということでの検討を開始してございます。一般質問の中でも答弁ありましたが、見直しの要素として今後自賄いで収支が賄うかどうかということも一つの大きな要素としてパークゴルフ場については検討をさせていただきたいと考えてございます。

小谷係長

クラブ活動の土日の104日中どの程度になるかということですが、かなりの日数されているという感覚はあるのですけれども、実際には把握しておりません。

山本係長

スクールバスの関係でございますが、委託契約に関しましては先ほど渡邊委員

からのご質疑の中でもお答えいたしましたけれども、平成25年度から27年度までの現状3カ年契約ということで結んでございます。28年度以降新たな契約となるわけでございますけれども、先ほど来からご質疑いただいております休日、長期休業の運行、部活に対する運行の部分も含めまして28年度以降の契約を締結を検討する中であわせて協議、検討していきたいと考えてございます。

また、就学援助の関係でございますけれども、平成26年度の決算見込みと27年度の予算で見込んだ数字上1パーセント下がっているという点でのご指摘でございますが、26年度の決算見込みに毎年度各学年によりまして人数の多寡がございます。新1年生、新就学児童につきましては、申請の実績がございますので、毎年度現状認定になっている人数をそのまま進級をさせまして、新1年生につきましては過去の認定率に見合った数字で予算上は積算してございますので、ここで掲載されている落ち込みがそのまま生活保護基準の見直し、引き下げに伴う部分の影響ということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

清 水

部活について把握していないということなのですね。これは顧問の教員が休日出勤をしなければできない活動を把握していないということで、つまり教員の休日出勤の状況を把握していないということなのです。ほとんど休めない教員がいるという状況の中で、こういったところについては相当きめ細かく把握をすると。場合によってはきちんと休めるような、まして有休消化なんて遠い話ですよね。このようなところは改革が必要だと思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

小野指導参事

教職員給与費の絡みがありまして、休日の部活動につきましても校長に各担当者が報告する形で学校では把握しております。先ほど、年間104日中どの程度活動しているかというご質疑もございましたが、このことをストレートには教育委員会として把握しているものはないですけれども、私の経験上というか、聞いた話の中では正月3日しか部活は休みにしないという先生もいますし、複数体制の中でうまく回している部活、先生方もおります。制度的には、今言いましたように校長が把握し、手当の関係で道に報告するというスタイルになっております。

委員長  
副委員長

ほかに質疑ございますか。

まず、児童見守りシステムの関係ですが、ここにはICタグの部分が含まれていると思います。現在、希望者には1年生から3年生まで無償で配付されていると思うのですが、新年度については、これを拡大する予算措置になっているかどうかをまず確認したいと思います。

それから、図書館費ですが、新町の書庫の光熱水費負担金で168万円計上されております。これについては、新町の旧図書館に保管されているのだと思うのですが、これをこの庁舎に移すことは不可能かどうかをまず確認したいと思います。

それから、たきかわホールの運営管理費に関する質疑ですが、今まちづくりセンターみんくろなどができた関係でたきかわホール自体の稼働率が恐らく下がっているのかなという気はするのですが、今回の新年度の予算計上はそういうものを見込んでの計上だったのかどうかというのを確認したいと思います。

パークゴルフですが、先ほど来からお話があるとおり、先日の本会議でも市長から聖域なく見直しするものは見直しする、廃止するものは廃止するという答

弁がありました。この部分で一応確認したいのですが、これを仮に実施しないということになった場合、解約費あるいは交付金の返還あるいは土地の復元、そういったもの総トータルで、概算でいいのですけれども、どのぐらいかかるのか伺いたいと思います。

最後ですが、嘱託職員、臨時職員の関係で伺いたいのですが、よく見受けられるのが教職員の退職された方が嘱託職員あるいは臨時職員として働かれている方がいらっしゃいます。新年度についてもそうだと思うのですけれども、どのぐらいの人数を予定されているのか伺いたいと思います。

吉住課長補佐

たきかわホールの状況についてご説明したいと思います。

たきかわホールの指定管理期間ですが、平成25年からのスタートということで、ことしが3年目の利用となりますものですので、当初の予算での計上となっております。内容ですけれども、当初たきかわホールがオープンしたころに比べて利用率については残念ながら下がってはいるのですが、総合福祉センターが閉館したことを受けまして、例えばリハサル室などはカラオケの皆さん方がご利用されたり、あるいはホールにつきましてはこれまで総合福祉センター5階の市民ホールを使っておられたさまざまな団体が活用されるなど総合福祉センター閉館以降の利用については上向きというような状況となっております。

山本係長

現在ICタグの利用に関しましては、小学校1年生から3年生まで、12月末現在で754名の利用がございます。保護者の利用意向としましては、現状3年生で終了している部分を4年生以降もという声も多数いただいているところでございますけれども、ICタグが1個当たり1万5,000円ぐらいかかってしまうという部分もございまして、そうした部分で新たに利用される学年をふやしていくということになりますと、かなりの経費が毎年度かかってくるということでございまして、平成27年度に向けましては現状維持で小学校1年生から3年生までの対応という状況になってございます。

森 館 長

新町書庫の関係についてですけれども、図書館には現在16万冊弱ぐらいの蔵書がありまして、移転のときに無理を言いまして地下の書庫も総務課とシェアしており、既に地下書庫に2万冊ぐらいの本が入っている状況になっています。ですので、現状のところは新町書庫を活用しなければならないということでございますので、ご理解ください。

近藤係長

副委員長のパークゴルフ場をもし休止した場合の影響について答弁いたします。まず、この事業がもし休止になりまして、パークゴルフ場として未完成になった場合につきましては、平成26年度に交付金を実施しております社会資本整備総合交付金の1,850万円、これは全額返還となります。土地の返還につきましては、今国から河川敷を公園として利用させていただいていますので、この返還はございません。ただし、給水管を埋設していますので、パークゴルフ場に必要設備として国に申請している関係もありますので、もしパークゴルフ場がないとなれば給水管の撤去工事費がかさむということになります。また、再開する形になりますと、その期間整備した芝の養生がかかります。そうした費用もかさむということになりますので、危惧はされてございます。

想定額は、今のところはっきりは試算しておりませんが、かなりの額と思っています。

吉川課長

教育委員会から任用通知を交付しているのは、18名新年度予定しております。内訳は、学びサポーター12名、学校地域支援本部1名、こども科学館1名、不

登校教室の指導員が4名、このうち嘱託職員は4名、残りは臨時職員あるいは非常勤の先生という内訳でございます。

吉住課長補佐 先ほどたきかわホールの指定期間の説明をさせていただきましたが、平成25年からと申しましたが、平成24年からの間違いでした。訂正いたします。

副委員長 臨時職員、嘱託職員の教職員というのは、そういうルールが敷かれているのですか。別に一般の方でもいいわけですね。

吉川課長 採用に当たりまして、教員免許を持っている方を条件として採用していくわけですが、それは定年退職者であったり、自己都合退職者であったりさまざまな雇用状況、その状態は違いますが、特にルールを敷いているわけではございません。人材活用しているところでございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたします。

以上で教育費、関連議案第14号、第19号、第22号、第23号、第24号、第31号及び第35号の質疑を終結いたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 14:27